

宮代町普通財産の売払い(一般競争入札)の実施要領

1 一般競争入札に付する物件

所在地	南埼玉郡宮代町道佛一丁目 100 番	
地目	登記簿 宅地	現況 宅地
面積	登記簿 57.29 m ²	実測 57.29 m ²
最低売却価格	1,980,000 円	
引渡し	現状のまま引渡し	

*現地説明会は実施しません。事前に現地及び物件状況を確認してください。

2 契約上の特約

(1) 用途等の制限

- ① 売払い物件を契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならないこと。
- ② 売払い物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならないこと。
- ③ 売払い物件の所有権を第三者に移転する場合には、上記の特約を承継させるものとする。
- ④ 売払い物件を第三者に使用させる場合には、上記の特約を書面によって承継させるものとする。

(2) 実地調査等

町が必要であると認めるときは、実地調査等を行います。買主及びその後の譲受人等には協力義務があります。

(3) 違約金

用途等の制限に違反した場合は売買代金の3割、実地調査等に違反した場合は売買代金の1割を違約金として町に支払っていただきます。なお、違約金に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとします。

(4) 瑕疵担保責任

売払い物件に数量の不足その他隠れた瑕疵があっても、町はその責めを負いません。

3 入札参加資格

入札に参加する方は、個人・法人及び町内在住・在勤を問いません。ただし、次のような方は入札に参加できません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ない者

- (3) 本町職員
- (4) 次のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者及びその代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ① 町との履行契約に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 町の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が町と契約を締結すること又は町との契約者が履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由なくして、町との契約を履行しなかった者
 - ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (5) 反社会的活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用しようとする者

4 入札参加申込み

- (1) 受付期間及び時間
 - 令和4年 8月 4日(木) から令和4年8月18日(木) まで
 - (土・日曜日及び祝日は除きます。)
 - 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除きます。)
 - ※ 郵送等による申込みは受け付けません。
- (2) 受付場所
 - 宮代町笠原1-4-1
 - 宮代町役場 企画財政課 管財担当
- (3) 提出書類
 - ① 普通財産一般競争入札参加申込書(様式第1号)
 - ※ 印鑑は実印を使用してください。
 - ② 添付書類(発行後3ヶ月以内のもの)
 - 個人の場合 住民票、印鑑登録証明書、誓約書(様式第2号)
 - 法人の場合 法人登記簿謄本、代表者事項証明書
 - ※ 「様式第1号」・「様式第2号」は、宮代町公式ホームページよりダウンロードしてください。
- (4) 留意事項
 - ① 売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義でしか行いません。
 - ② 共有名義で申し込む場合は、共有者全員の住民票、印鑑登録証明書が必要です。
 - ③ 入札参加申込の取り下げは、受付期間内に限ります。

5 入札

(1) 日時

令和4年9月1日(木) 午後2時

※入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止または延期することがあります。

(2) 場所

宮代町笠原1-4-1

宮代町役場 203会議室

(3) 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として買受希望価格の100分の5以上の額(99,000円以上が必要)を入札保証金納入書により、入札日当日の入札時間までに会計室に納付してください。

※ 入札保証金の納付は、現金又は小切手(東京手形交換所管内のものに限る。)とします。

(4) 当日持参いただくもの

① 入札参加申込受付書(入札参加申込み受け付け後、郵送します。)

② 入札書(様式第4号)

③ 入札用封筒(市販の封筒で結構です。)

④ 委任状(様式第5号。代理人が参加される場合のみ)

※ 「様式第4号」・「様式第5号」は、宮代町公式ホームページよりダウンロードしてください。

(5) 入札方法

① 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載、記名押印(実印に限る)し、入札用封筒に入れて、提出してください。

※ 入札用封筒に封はしないでください。また、「件名」・「あて先」・「氏名」等の記載は必要ありません。

② 入札は代理人に行わせることができます。代理人は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印(委任状に押印されている代理人の印)のうえ提出してください。

③ 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(6) 開札

① 入札締め切り後、直ちに入札者立会いのもと開札します。

② 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせます。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札者の押印のない入札書による入札
- ② 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- ③ 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- ④ 入札に参加する資格のない者がした入札
- ⑤ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- ⑥ 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- ⑦ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- ⑧ 他人の代理を兼ねた者がした入札
- ⑨ 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- ⑩ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- ⑪ 普通財産一般競争入札参加申込書及び誓約書を町長の指定する期日までに提出しない者がした入札
- ⑫ 入札に関し虚偽等の不正行為を行った者がした入札
- ⑬ その他公告に示す事項に反した者がした入札

(8) 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

- ① 有効な入札を行った者のうち、町が定めた最低売却価格以上で、最高の価格をもって入札した者
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

6 入札保証金の返還等

- ① 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札者決定後、直ちに納付した場所で返還します。
- ② 入札保証金は、その受入期間について利息は付きません。
- ③ 落札者が契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、町に帰属することとなります。

7 契約

(1) 契約の締結

落札者との売買契約は、入札終了後10日以内に土地売買契約書により締結します。なお、契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

(2) 契約の確定

契約は、町が落札者ととも土地売買契約書に記名押印したときに確定します。

(3) 契約保証金

- ① 契約確定時に、売買代金の100分の10以上の額を契約保証金として納付していただきます。ただし、既に納付済みの入札保証金は契約保証金に充当しますので、その差額を納付することとなります。
- ② 契約保証金は、売買代金に充当します。
- ③ 契約者が売買契約を解除した場合には、契約保証金は町に帰属します。

8 売買代金の支払期限

売買代金は、契約締結後30日以内に、町が発行する納入通知書により支払わなければなりません。

9 所有権の移転及び土地の引渡し

- ① 物件の所有権は、売買代金完納と同時に移転します。所有権移転登記の手続きは町が行いますが、登記手数料及び登録免許税は落札者の負担となります。
※ 登記に際して、別途必要書類の提出をお願いします。
- ② 売却物件は所有権の移転完了後、工作物（柵等）を含め、現状のまま引渡しを行います。

10 契約の解除

- (1) 契約者が次のいずれかに該当すると認めるときは、町は契約を解除することができます。
 - ① 契約者が期日までに売買代金を納付しないとき。
 - ② 契約者が用途制限に違反したとき。
 - ③ 契約者に、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) 契約を解除した場合は、以下のとおりとなります。
 - ① 町は、既納の売買代金に利息を付さず、契約保証金を差し引いたうえ契約者に返還します。
 - ② 契約者が負担した契約費用及びこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用、遅延利息は返還しません。
 - ③ 町に損害があれば、町は契約者にその賠償を請求することができます。
 - ④ 契約者に損害があっても、契約者は町にその賠償を請求することができません。

11 その他

- ① 土地の利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。また、売買物件の引渡しは現状有姿のままで行いますので、事前に現地確認のうえ入札に参加してください。
- ② 入札に参加しようとする方は、本要領に記載された事項について熟知しておいてください。

- ③ 入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止または延期することがあります。

問い合わせ先 宮代町 企画財政課 管財担当

電話番号 0480-34-1111 内線212